

【A】 統一的な基準による地方公会計マニュアル改正への対応

意見交換テーマとした理由	令和6年12月の研究会報告書を受けて、令和7年3月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが改正されました。 改正点については、令和8年度決算を対象とした財務書類までに対応することが求められています。 自治体によって、対応済の項目もあれば、どのように対応すべきが苦慮している項目もあるなど、状況も様々ではないかと考えられます。 つきましては、改善点への対応が進んでいる自治体の事例等を共有し、貴自治体の参考にしていただければと思います、意見交換テーマといたしました。
(参考)	「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書等（令和6年12月27日（金）公表） 活用事例の収集及び事例の横展開における工夫について

★ No.1	所有外管理資産の資産計上について
意見交換したい事項 (発案団体様より)	①現時点で、統一的な基準において、「所有外管理資産」の計上（予定）はありますか。 ②独自基準の財務諸表を作成している自治体は、独自基準を組替えて統一的な基準の財務書類を作成していると想定されますが、報告書を受けて、今後独自基準において所有外管理資産をどのように取扱っていくか、現時点での方向性及びその理由をご教示ください。 ③報告書に記載の「その他の所有外管理資産」について、重要性が乏しい場合、計上しないことを許容されていますが、当該資産を計上する予定はありますか。 <①で所有外管理資産を計上している（予定している）場合> ④どのような方法で当該資産の計上を実施または実施予定でしょうか。 ⑤現時点で把握している課題等があればご教示ください。 ⑥独自基準による財務諸表においても同様の対応を行いますか。 例）科目新設の様式改正を行う。 様式改正は行わず注記に記載する。 独自基準への対応は行わない。 など ⑦⑥のように回答された理由をご教示ください。
東京都	① 計上予定あり（令和8年度決算より） ② 都基準においては、自治法上の財産との整合性を重視していること等を理由に、今後も所有外管理資産は計上しない方針 ③ 計上しない予定 ④ 資産所管局で対象経費を抽出し、会計管理局で費用→資産に組替え（抽出対象は、公共施設等総合管理計画内の道路・河川資産に限定） ⑤ 開始時簿価について、支出当時の原議等が現存しないものが多く、高い精度での算定が困難 ⑥ 独自基準への対応は行わない（計上していない旨の注記を予定） ⑦ ②に記載のとおり

大阪府	①計上予定です。 ②所有外管理資産のうち、工作物については既に独自基準において計上済です。報告書の趣旨等を踏まえ、土地についても計上する方向で検討中です。なお、方針の決定にあたっては、アドバイザー会議に諮る必要があります。 ③庁内ヒアリングの結果、財務書類・指標に対する影響度が大きいような資産がなかったため、これまで取得した資産については、計上しない方向で検討中です。なお、今後取得する資産については、財務書類、指標に対する影響度が大きい資産については、一定の基準を設けて計上する方向で検討中です。 ④工作物については、独自基準で資産計上済なので、当該額を計上予定です。土地については、未計上のため、推計を含む手法で資産調査を実施中です。（開始貸借対照表作成時と同水準の手法で推計）。 ⑤マニュアルどおり計上する場合、河川の本体部分も資産計上の対象となる（総務省にも確認済）が、国道敷地等と同様に推計値で計上してしまうと資産額が過大となってしまいます。 ⑥計上するかも含め検討中です。 ⑦－
新潟県	①令和８年度決算までに反映を検討中 ②本県は平成29年決算の公表から独自基準 → 統一的な基準へ変更済み ③どのような方向性にするかについて、現在検討中 ④～⑦回答不要
愛知県	①一般会計等の財務諸表では既に参考版として計上し公表しているが、全体版、連結版については今後計上していく予定である。 ②独自基準において、既に計上しているため、特に変更する予定はない。 ③独自基準において、既に計上している。 ④建設資産システムにより国有資産の内訳金額を算出できるようになっている。 ⑤連結の財務諸表においては、関係団体との調整が必要となる。 ⑥独自基準においては、既に計上しているため、特に変更の予定はない。 ⑦これまでも国有資産も県の資産と同じように計上することとしているため。
町田市	①～③今後検討予定です。
大阪市	①当該資産の実態調査等を実施し、資産計上する予定。 ②当該資産の実態調査等を実施し、必要に応じて、市独自基準を改正し、資産計上する予定。 ③当該資産の実態調査等を実施し、必要に応じて、資産計上する予定。 ④所有外管理資産を計上する目的は貸借対照表における資産と負債のアンバランスの解消であるため、所有外管理資産に関連付く地方債の現況を調査し、調査結果等に応じて、当該資産を計上する予定。 ⑤台帳等の管理方法及び管理する所管所属の調整。 ⑥ ②と同様。 ⑦ ②と同様。

江戸川区	①未定 ②未定 ③未定 ④ ⑤ ⑥ ⑦
吹田市	所有外管理資産の該当なし
郡山市	①予定なし ②所有外資産の管理を独自に行っておらず、現時点での対応方針なし ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦
荒川区	①未定だが、計上すべき資産がないと考えている。 ②未定 ③未定だが、現時点では、仮に計上すべき資産があったとしても有意性のある規模とは考えにくいことから重要性が高いものとは考えていない。 ④- ⑤- ⑥- ⑦-
福生市	①ありません。 ②未定 ③ありません。 ④ ⑤ ⑥ ⑦

八王子市	①令和8年度決算から計上予定 ②独自基準においても計上する方向で調整中 ③基準については未整理だが、重要性の乏しい資産については計上しない予定 ④庁内照会により当該資産の有無を把握し、システムへの手動入力によって仕訳を発生させる。（当該資産の把握は令和6年度に実施済み） ⑤独自基準での計上について、システム改修が伴う可能性がある。 ⑥科目新設の様式改正を行う。 ⑦独自基準財務諸表の実用性を高めるため
中央区	本区からの発案です。 ①～③統一基準での「所有外管理資産」の計上額はありますが、勘定科目は追加（0円で表示）する予定です。「その他の所有外管理資産」はありません。 ④～⑦独自基準への対応については、システム改修規模やコスト等を考慮し、様式改正は行わず注記に該当がない旨を記載するなどの方法も含めて検討しているため、他自治体の状況を参考にさせていただきたい。
世田谷区	①検討中 ②貸借対象表に計上する財産は、換金価値のある実物財産及び法的権利を対象としていることから、計上しない予定です。 ③重要性が乏しい「その他の所有外管理資産」を計上しない予定です。 ④ ⑤ ⑥ ⑦
品川区	①計上予定があり、現在委託事業者と調整中 ②都基準での計上については未定 ③計上予定があり、現在委託事業者と調整中 ④ ⑤ ⑥ ⑦
渋谷区	①所有外管理資産に該当する資産を現状所有していない ②所有外管理資産に該当する資産を現状所有していない ③その他の所有外管理資産に該当する資産を現状所有していない

板橋区	①所有外管理資産に該当するものが、まず当区に存在するかという所から確認を行う予定。 ②現時点で計上の予定はないが、普及促進連絡会議加盟団体の動向等を踏まえ、検討を行う予定。 ③計上の予定はない。 ④ ⑤ ⑥ ⑦
-----	--

【A】 統一的な基準による地方公会計マニュアル改正への対応

意見交換テーマとした理由	令和6年12月の研究会報告書を受けて、令和7年3月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが改正されました。 改正点については、令和8年度決算を対象とした財務書類までに対応することが求められています。 自治体によって、対応済の項目もあれば、どのように対応すべきか苦慮している項目もあるなど、状況も様々ではないかと考えられます。 つきましては、改善点への対応が進んでいる自治体の事例等を共有し、貴自治体の参考にしていただければと思います、意見交換テーマといたしました。
(参考)	「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書等（令和6年12月27日（金）公表） 活用事例の収集及び事例の横展開における工夫について

No.2	臨時財政対策債の表示について
意見交換したい事項 (発案団体様より)	①現時点で、統一的な基準において、「臨時財政対策債」の表示（予定）はありますか。 <①で臨時財政対策債を表示している（予定している）場合> ②独自基準による財務諸表においても同様の対応を行いますか。 例）科目新設の様式改正を行う。 様式改正は行わず注記に記載する。 独自基準への対応は行わない。 など ③②のように回答された理由をご教示ください。
東京都	① 臨時財政対策債を発行していないため、未検討 ② - ③ -
大阪府	①表示予定です。 ②アドバイザー会議において、表示の有無等について審議する予定です。 ③-
新潟県	①令和8年度決算までに反映を検討中 ②本県は平成29年決算の公表から独自基準 → 統一的な基準へ変更済み ③統一的な基準に基づいた対応
愛知県	①現在、臨時財政対策債については、注記において示しているため、今後は財務諸表に表示していく予定である。 ②独自基準への対応は行わない。 ③これまで通り注記で示していくつもりである。

町田市	①～③今後検討予定です。
大阪市	①表示する予定。 ②未定。 ③実態調査等を実施し、対応要否を決定するため。
江戸川区	①未定 ② ③
吹田市	①令和6年度決算から対応予定 ②独自基準への対応は行わない ③従来から臨時財政対策債を含む赤字地方債を「特別債」として表示しており、さらに細分化して臨時財政対策債のみを表示する必要がないため。
郡山市	①予定あり ②検討中 ③マクロ等を活用した様式作成を行っているため、表示欄の新設又は注記追加のいずれかで対応予定
荒川区	①関係部署と検討中。 ②- ③-
福生市	①あります。 ②未定 ③
八王子市	①令和8年度決算から計上予定 ②科目新設の様式改正を行う ③独自基準財務諸表の実用性を高めるため
中央区	本区からの発案です。 ①統一基準において勘定科目は表示する予定です。 ②・③本区では、独自基準については、これまで「臨時財政対策債」の計上実績がなく、システム改修規模やコストによっては、様式改正は行わず注記に該当がない旨を記載するなどの方法も含めて検討しているため、他自治体の状況を参考にさせていただきたい。
世田谷区	①表示する方向で検討しています。 ②様式改正は行わず注記に記載する対応を考えています。 ③対応に係る負担が少なくなるため。

品川区	①計上予定があり、現在委託事業者と調整中 ② ③
渋谷区	①令和 8 年度決算までに計上予定。 ②対応について検討する。 ③現時点で該当の有無や金額等が不明のため。
板橋区	①表示を行う予定。 ②現時点では独自基準において同様の対応を行う予定はないが、普及促進連絡会議加盟団体の動向等を踏まえ、検討を行う。 ③当区では発行していないため。

【A】 統一的な基準による地方公会計マニュアル改正への対応

意見交換テーマとした理由	令和6年12月の研究会報告書を受けて、令和7年3月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが改正されました。 改正点については、令和8年度決算を対象とした財務書類までに対応することが求められています。 自治体によって、対応済の項目もあれば、どのように対応すべきが苦慮している項目もあるなど、状況も様々ではないかと考えられます。 つきましては、改善点への対応が進んでいる自治体の事例等を共有し、貴自治体の参考にしていただければと思います、意見交換テーマといたしました。
(参考)	「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書等（令和6年12月27日（金）公表） 活用事例の収集及び事例の横展開における工夫について

★ No.3	リース資産計上基準に関する簡素化について
意見交換したい事項 (発案団体様より)	・当団体ではリース資産の計上基準を、「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和7年3月改訂）」（以下「マニュアル」という。）の131頁に記載のとおりに改訂し、令和8年度決算の財務諸表にリース資産が計上できるようにシステム改修や各種要領の作成・改訂準備作業を進めていますが、他自治体の動向をお伺いします。 ①マニュアルの公表を受け、独自基準において、リース資産の計上基準を変更する予定はありますか。 ②マニュアル132頁30の「重要性の乏しいもの」の取扱いとして、当団体ではリース期間が1年以内のものとリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引は、費用処理を行う予定であるが、貴団体ではどのように対応する予定ですか。 ③マニュアル132頁32にリース料総額から利息相当額を控除しない方法によりリース資産を計上することが認められているが、当該方法を適用する予定はありますか。 また、適用するとした場合、適用するリース資産の基準を定める予定はありますか。
東京都	① 変更予定なし ② 都基準においては、リース期間が1年以下である、またはリース料の総額が300万円以下の場合は、オペレーティング・リース取引に準じた会計処理を行っている ③ 都基準においては、所有権移転外ファイナンスリース取引の場合は簡便法（リース料総額から利息相当額を控除しない方法）を適用している（所有権移転ファイナンスリース取引の場合は利息法）
大阪府	①変更予定はありません。 ②現状と同様、リース期間が1年以内のものとリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引は、費用処理を行う予定です。 ③リース資産計上にあたっては、取得金額（＝リース契約金額）を登録しており、利息相当額を控除しない方法を適用しています。
新潟県	①本県は平成29年決算の公表から独自基準 → 統一的な基準へ変更済み ②「重要性の乏しいもの」の取扱いについては、費用処理にて対応している。今後も同様の対応を想定している。 ③現段階では、資産計上しているリース取引(所有権移転ファイナンスリース)はないが、今後、リース資産を計上する取引が生じた場合は、利息相当額を控除しない方法を想定している。

愛知県	①左記の質問文のとおり（提案県です。） ②左記の質問文のとおり、リース期間が1年以内のものとリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引は、費用処理を行う検討を進めているが、複数の点数がある物品をリースする契約において、固定資産として計上している重要物品（当県では1点あたり100万円以上）の金額を下回るリース契約においては、費用処理することも検討している。（例えば国際会計基準では、1物品5000米ドル以下であれば重要性が乏しいとしてオンバランスが免除されている。） ③リース料の総額を資産と負債の双方に計上する際の、利息相当額を除く作業が難しく、（作業する職員がリース資産及びその割引現在価値の概念を説明すること及び割引率を設定するのが煩雑である。）その作業内容の割に、控除する利子相当額の総額が貸借対照表や行政コスト計算書に与える影響は、重要とはいえないと推測できるため、全てのリース資産およびリース債務について利息相当額を控除しない方法により計算することを検討している。
町田市	①～③今後検討予定です。
大阪市	①変更する予定はない。 ②現在の市独自基準の「重要性の乏しいもの」は、次のいずれかに該当する場合である。 ・購入時に費用処理される資産を対象としたリース取引 ・リース期間が1年以内のリース取引 ・所有権移転外ファイナンス・リースであって、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引 ③現在の市独自基準では、原則として、当該リース契約に基づくリース料総額から利息相当額を控除しているが、所有権移転外ファイナンス・リースについて、リース資産総額に重要性が乏しい場合は、利息相当額を控除せず、リース料総額を取得価格としており、変更する予定はない。
江戸川区	①未定 ②未定 ③未定
吹田市	①予定なし ②リース期間が1年以内のもの、1契約の計上セグメント単位でのリース料総額が300万円以下のリース取引を費用処理している。 ③所有権移転リースについては利息相当額の控除を行っており、所有権移転外リースについては行っていない。
郡山市	①検討中 ②検討中 ③検討中 なお、適用する場合は、市で定めた現行基準「リース資産・リース債務取扱要領」を改正する。
荒川区	①ない。 ②従来より、期間が1年以内及びリース料総額が300万円以下は除外 ③ない。
福生市	①未定 ②未定 ③未定

八王子市	①令和8年度決算から計上予定 ②リース期間が1年以内のものとリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引は、費用処理を行う方向で調整中 ③現行は利息相当額を控除していないためそれに準じる可能性が高いが、詳細は未検討
中央区	①他自治体の動向等を見て検討していきます。 ②同上 ③同上
世田谷区	①変更する方向で検討しています。 ②同様の基準で対応したいと考えています。 ③検討中です。
品川区	①改定に向け支援を受けている公認会計士と検討中 ② ③
渋谷区	①なし ②統一的な基準による地方公会計マニュアルに沿って処理 ③なし
板橋区	①現時点では変更する予定はないが、普及促進連絡会議加盟団体の動向等を踏まえ、検討を行う。 ②現時点では、計上基準を変更する予定はない。 ③同上

【A】 統一的な基準による地方公会計マニュアル改正への対応

意見交換テーマとした理由	令和6年12月の研究会報告書を受けて、令和7年3月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが改正されました。 改正点については、令和8年度決算を対象とした財務書類までに対応することが求められています。 自治体によって、対応済の項目もあれば、どのように対応すべきか苦慮している項目もあるなど、状況も様々ではないかと考えられます。 つきましては、改善点への対応が進んでいる自治体の事例等を共有し、貴自治体の参考にしていただければと思います、意見交換テーマといたしました。
(参考)	「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書等（令和6年12月27日（金）公表） 活用事例の収集及び事例の横展開における工夫について

No.4	No. 1 ～ 3 以外の改正点について
意見交換したい事項 (発案団体様より)	<上記1～3以外の改正点について、対応を予定している項目がありましたら、ご教示ください。 ①対応を予定している改正点とその対応状況 ②改正点への対応を進める中での課題とその対応方法 ③その他、改正点への対応に関して他自治体の参考になるような情報等
東京都	特段なし
大阪府	現時点では、特にありません。
新潟県	1～3以外については、対応予定なし
愛知県	無し。
町田市	ー
大阪市	対応の予定はない。
江戸川区	なし
吹田市	①特になし ②特になし ③特になし

郡山市	—
荒川区	—
福生市	—
八王子市	—
中央区	予定しているものではありませんが、他自治体を参考に検討します。
世田谷区	特にありません。
品川区	—
渋谷区	特になし
板橋区	—

【A】 統一的な基準による地方公会計マニュアル改正への対応

意見交換テーマとした理由	令和6年12月の研究会報告書を受けて、令和7年3月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが改正されました。 改正点については、令和8年度決算を対象とした財務書類までに対応することが求められています。 自治体によって、対応済の項目もあれば、どのように対応すべきか苦慮している項目もあるなど、状況も様々ではないかと考えられます。 つきましては、改善点への対応が進んでいる自治体の事例等を共有し、貴自治体の参考にしていただければと思います、意見交換テーマといたしました。
(参考)	「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」報告書等（令和6年12月27日（金）公表） 活用事例の収集及び事例の横展開における工夫について

No.5	統一基準改正がある場合の独自基準における対応方針について
意見交換したい事項 (発案団体様より)	今回改正に関わらず、統一基準の改正がある場合の独自基準の対応について、何かしらの運用方針はありますか、個々に判断されていますか。
東京都	統一基準に改正があった場合は、個別に対応方針を検討している (会計基準全体の内的整合性（一貫性）を考慮しつつ個々に判断)
大阪府	個々に判断しています。
新潟県	本県は平成29年決算の公表分から独自基準 → 統一的な基準へ変更済み
愛知県	統一基準の改正を受け、独自基準の改正の必要性があると、担当課が判断した場合、素案を策定し、アドバイザー契約を締結している監査法人に助言を得た後に、庁内の関係課連絡会議で意見を聞き取り、その意見を反映して、独自基準を改正する。
町田市	今後検討予定です。
大阪市	個々に判断している。
江戸川区	個々に判断
吹田市	改正内容により個別に判断を行っている
郡山市	—

荒川区	ない。
福生市	ありません。（都基準参考）
八王子市	個々に判断を行っている
中央区	本区からの発案です。
世田谷区	個々に判断しています。
品川区	運用方針はなく、個々に判断する（支援を受けている公認会計士に相談）
渋谷区	個々に都度検討している。
板橋区	普及促進連絡会議加盟団体の動向等を踏まえ、個々に判断する予定。